

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 511 号)

**国家発展改革委員会、商務部、
20 年版全国・自貿区ネガティブリストを公表
金融、製造業の参入規制緩和に力点**

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国政府当局の主な政策動向等に関する最新情報をお知らせ致します。

国家発展改革委員会、商務部は、2020年6月23日付で『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第32号、以下『2020年版全国ネガティブリスト』という）¹、『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第33号、以下『2020年版自貿区ネガティブリスト』という）²を公布しました。それぞれ、全国と自由貿易試験区（以下「自貿区」という）において適用される外商投資に対する参入規制・禁止事項を列記しています。

『2020年版全国ネガティブリスト』および『2020年版自貿区ネガティブリスト』は**2020年7月23日より施行**されます。これに伴い、『2019年版全国ネガティブリスト』、『2019年版自貿区ネガティブリスト』は同時に廃止されます。

□ 全国では金融業の外資出資制限を撤廃、製造業等の分野も規制緩和

『2020年版全国ネガティブリスト』は、『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第25号、以下『2019年版全国ネガティブリスト』という）を改定したもので、参入規制・禁止事項を40項目から33項目に削減しています。

『2019年版全国ネガティブリスト』と比べて、今回の改定では金融業や、商用車の生産、放射性鉱物の加工等の分野を軸足に外資参入規制の緩和に取り組んでいます。このほか、電力・熱・ガス・水生産供給の分野では、人口50万人以上の都市の水道網と下水網について、外資が過半出資で建設、運営を行

¹ 中国語原文については、以下の URL よりダウンロードできます。

⇒https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231938.html

² 中国語原文については、以下の URL よりダウンロードできます。

⇒https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/202006/t20200624_1231939.html

うことを認めました（詳細は図表1を参照）。また、自貿区にて先行試行されていた小麦生育や種子生産に対する外資の出資比率を最大66%に緩和する措置について、今回は全国にて展開されることとなりました。

今回の最も大きい変更点とみられるのは、証券や、資産運用、先物ブローカー、生保会社という金融部門における外資出資制限の撤廃です。2019年6月30日に発表された『2019年版全国ネガティブリスト』では、2021年に上記金融部門の出資規制を撤廃すると記していましたが、李首相は同年7月2日、大連で開催された夏季ダボス会議の開幕式において、その出資規制の撤廃を予定より1年前倒しし2020年に実施する旨を表明しました。これにより、金融業は完全に外資に開放されることになりました。一方、商用車の生産における外資出資制限の撤廃も発表済みのスケジュールに基づき実施されるものです。

【図表1】『全国ネガティブリスト』改定前後の比較

分野	2019年版	2020年版	変更点
農林水産業	✓小麦、トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産は、中国側が持分支配しなければならない	✓小麦の新品種の選択的な育種および種子の生産は、中国側の持分比率が34%を下回らない。トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産は、中国側が持分支配しなければならない	✓小麦の新品種育成と種子生産に対する外資の出資比率を最大66%に緩和
製造業	✓放射性鉱物の製錬・加工、核燃料の生産への投資を禁止する	—	✓撤廃
	✓特殊自動車、新エネルギー自動車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することが可能である	✓特殊自動車、新エネルギー自動車、商用車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することが可能である	✓商用車の生産における外資の出資制限を撤廃
電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業	✓人口50万人以上の都市における給排水の管網建設、経営は中国側が持分支配しなければならない	—	✓撤廃
交通運輸、倉庫保管および郵政業	✓民間空港の建設、経営は中国側が相対的に持分支配しなければならない ✓航空交通管制への投資を禁止する	✓民間空港の建設、経営は中国側が相対的に持分支配しなければならない。外資側は空港の管制塔の建設、運営に参加してはならない	✓文言調整
金融業	✓証券会社における外資の持分比率は51%を超えず、資産運用会社に係る外資の持分比率は51%を超えない ✓先物取引会社における外資の持分比率は51%を超えない ✓生命保険会社における外資の持分比率は51%を超えない	—	✓撤廃
リースおよびビジネス・サービス業	✓市場調査は合弁、 <u>合作</u> に限り、このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない	✓市場調査は合弁に限り、このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない	✓合作の記述を削除

（『2020年版全国ネガティブリスト』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表1】『全国ネガティブリスト』改定前後の比較（続き）

分野	2019年版	2020年版	変更点
科学研究および技術サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区域地図・全国行政区域地図・省級以下行政区域地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区域地図・全国行政区域地図・省級以下行政区域地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する（<u>鉱業権者がその鉱業権の範囲内にて実施する作業は当該特別管理措置の制限を受けない</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 例外条項追加
衛生および社会事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療機関は合併、<u>合作</u>に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療機関は合併に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 合作の記述を削除

（『2020年版全国ネガティブリスト』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 自貿区は、全国と足並み揃えつつも一部分野で先行実施

『2020年版自貿区ネガティブリスト』は、『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』（国家発展改革委員会・商務部令第26号、以下『2019年版自貿区ネガティブリスト』という）に対して改定を行ったもので、参入規制・禁止事項につき37項目から30項目に削減しました。『2020年版自貿区ネガティブリスト』の改定内容は基本的に『2020年版全国ネガティブリスト』の内容と一致したものとなっていますが、自貿区では、それに加え漢方薬（煎じ薬）の生産に対する投資と、独資での職業教育機関の設立も解禁されました（図表2を参照）。外資参入への規制緩和について、自貿区は引き続き全国と歩調を合わせつつ、一部の分野における対外開放措置の先行実施により、全国に導入可能な経験の蓄積に向けて、「試験田」としての役割を果たしていくものと見られます。

【図表2】『自貿区ネガティブリスト』改定前後の比較

分野	2019年版	2020年版	変更点
製造業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、煨（焼く）等の炮制技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する 	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 撤廃
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特殊自動車、新エネルギー自動車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合併企業を設立することが可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特殊自動車、新エネルギー自動車、<u>商用車</u>を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合併企業を設立することが可能である 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商用車の生産における外資の出資制限を撤廃
電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人口50万人以上の都市における給排水の管網建設、経営は中国側が持分支配しなければならない 	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 撤廃

（『2020年版自貿区ネガティブリスト』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表2】『自貿区ネガティブリスト』改定前後の比較（続き）

分野	2019年版	2020年版	変更点
交通運輸、倉庫保管および郵政業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間空港の建設、経営は中国側が相対的に持分支配しなければならない ✓ 航空交通管制への投資を禁止する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間空港の建設、経営は中国側が相対的に持分支配しなければならない。外資側は空港の管制塔の建設、運営に参加してはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 文言調整
金融業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 証券会社における外資の持分比率は51%を超えず、資産運用会社に係る外資の持分比率は51%を超えない ✓ 先物取引会社における外資の持分比率は51%を超えない ✓ 生命保険会社における外資の持分比率は51%を超えない 	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 撤廃
リースおよびビジネス・サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場調査は合併、合作に限り、このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場調査は合併に限り、このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 合作の記述を削除
科学研究および技術サービス業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区域画地図・全国行政区域画地図・省級以下行政区域画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区域画地図・全国行政区域画地図・省級以下行政区域画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する（<u>鉱業権者がその鉱業権の範囲内にて実施する作業は当該特別管理措置の制限を受けない</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 例外条項追加
教育	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国の教育機関、その他組織もしくは個人は、単独で中国の公民を主な応募対象とする学校およびその他教育機関（<u>非学制類の職業技能研修を含まず</u>）を設立してはならないものの、外国の教育機関は中国の教育機関と合作して、中国の公民を主な応募対象とする教育機関を開設することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国の教育機関、その他組織もしくは個人は、単独で中国の公民を主な応募対象とする学校およびその他教育機関（<u>非学制類の職業研修機関、学制類の職業教育機関を含まず</u>）を設立してはならないものの、外国の教育機関は中国の教育機関と合作して、中国の公民を主な応募対象とする教育機関を開設することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 独資での職業教育機関の設立解禁
衛生および社会事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療機関は合併、<u>合作</u>に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医療機関は合併に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 合作の記述を削除

（『2020年版自貿区ネガティブリスト』などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

『2020年版全国ネガティブリスト』および『2020年版自貿区ネガティブリスト』の詳細については、5ページからの日本語仮訳および12ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**中華人民共和国国家発展改革委員会、
中華人民共和国商務部令
第 32 号**

『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）』は党中央、国務院の同意を経て、ここに公布し、2020年7月23日より施行する。2019年6月30日付で国家発展改革委員会、商務部が公布した『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』は同時に廃止する。

国家発展改革委員会主任：何立峰
商務部部長：鐘山
2020年6月23日

**外商投資参入特別管理措置
（ネガティブリスト）（2020年版）
説明**

- 1、 『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下、『外商投資参入ネガティブリスト』という）は統一的に持分要求、高級管理職要求等の外商投資参入に係る特別管理措置を列記する。『外商投資参入ネガティブリスト』以外の分野について、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。
- 2、 『外商投資参入ネガティブリスト』は一部の分野に対し参入規制の撤廃もしくは緩和の移行期間を列記し、移行期間の満了後、期限通りにその参入規制を撤廃もしくは緩和する。
- 3、 国外投資家は個人工商業者、個人独資企業の投資者、農民專業合作社のメンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。
- 4、 関係主管部門は法に従い職責を履行する過程において、国外投資家が『外商投資参入ネガティブリスト』に掲載された分野に投資する計画であるが、『外商投資参入ネガティブリスト』の規定に適合しない場合、許可、企業の登記・登録などの関連手続きを行わない。固定資産投資プロジェクトの承認に係る場合、関連承認手続きは行わない。持分要求のある分野に投資する場合、外商投資事業組合を設立してはならない。
- 5、 国務院の関係主管部門により審査・承認を経る、かつ国務院に承認を申請する場合、特定の外商

投資は『外商投資参入ネガティブリスト』に掲載された関連分野の規定を適用しないことが可能である。

- 6、国内の公司、企業もしくは自然人は、その国外において合法的に設立もしくは持分支配する公司をもって、それと関連関係を有する国内の公司を合併・買収する場合、外商投資、国外投資、外貨管理などの関連規定に基づき取り扱う。
- 7、『外商投資参入ネガティブリスト』に列記していない文化、金融等の分野および行政審査、資質条件、国家安全等の関連措置について、現行の規定に基づき執行する。
- 8、『中国本土と香港経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『中国本土とマカオ経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『海峽兩岸經濟協力枠組協定』およびその後続の協定、我が国が締結、または参加した国際条約、協定において、外国投資家の参入待遇に対しさらに優遇する規定がある場合、関連規定に基づき執行することが可能である。自由貿易試験区等の特殊経済区域において、条件に合致する投資家に対しさらなる優遇・対外開放措置を実施する場合、関連規定に基づき執行する。
- 9、『外商投資参入ネガティブリスト』は国家発展改革委員会、商務部が関連部門とともに解釈の責任を負う。

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）

No.	特別管理措置
1、農林水産業	
1	小麦の新品種の選択的な育種および種子の生産は、中国側の持分比率が34%を下回らない。トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産は、中国側が持分支配しなければならない。
2	中国における希有および特有の貴重な優良品種に係る研究・開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産への投資を禁止する（栽培業、畜産業、水産業における優良な遺伝子を含む）。
3	農作物、種苗・家畜・家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択的な育種およびその遺伝子組換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
4	中国の管轄海域および内陸水域における水産物の捕獲への投資を禁止する。
2、採掘業	
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。
3、製造業	
6	出版物の印刷は中国側が持分支配しなければならない。
7	漢方煎じ薬の蒸、炒、炙、煨（焼く）等の炮制技術の応用および漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
8	特殊自動車、新エネルギー自動車、商用車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合併企業を設立することが可能である。（2022年に乗用車製造に係る外資の持分比率に対する制限、および同一の外商が国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合併企業を設立することが可能である制限を撤廃する）
9	衛星テレビ・ラジオの地上受信設備および重要部品の生産。

4、電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業	
10	原子力発電所の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
5、卸売と小売業	
11	葉タバコ、紙巻たばこ、再乾燥葉タバコおよびその他たばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
6、交通運輸、倉庫保管および郵政業	
12	国内の水上運輸会社は中国側が持分支配しなければならない。
13	公共航空運輸会社は必ず中国側が持分支配をし、且つ1社の外商およびその関連企業の投資比率が25%を超えてはならず、法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。一般航空会社の法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。このうち農業、林業、漁業に係る一般航空会社は合併に限り、その他の一般航空会社は中国側による持分支配に限る。
14	民間空港の建設、経営は中国側が相対的に持分支配しなければならない。外資側は空港の管制塔の建設、運営に参加してはならない。
15	郵便会社、書簡に係る国内宅配業務への投資を禁止する。
7、情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業	
16	電信会社：中国がWTO加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超えず（電子商取引、国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンターを除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない。
17	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版サービス、オンライン番組視聴サービス、インターネット・カルチャーの経営（音楽を除く）、インターネット一般向け情報サービスへの投資を禁止する（上述サービスのうち、中国がWTO加盟時の公約によりすでに対外開放した内容を除く）。
8、リースおよびビジネス・サービス業	
18	中国の法律事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。
19	市場調査は合併に限り、このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない。
20	社会調査への投資を禁止する。
9、科学研究および技術サービス業	
21	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発および応用への投資を禁止する。
22	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
23	測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図・地形図・世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級以下行政区画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。（鉱業権者がその鉱業権の範囲内にて実施する作業は当該特別管理措置の制限を受けない）
10、教育	
24	就学前、普通高校と高等教育機関は中外合作による学校運営に限り、中国側が主導しなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有し、理事会、董事会もしくは共同管理委員会における中国側のメンバーは2分の1を下回ってはならない）。
25	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
11、衛生および社会事業	
26	医療機関は合併に限る。
12、文化、スポーツおよび娯楽業	
27	報道機関への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。
28	書籍、新聞、定期刊行物、音声・映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
29	各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（電波塔、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、監視・モニタリング局および有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信設備据付サービスへの従事を禁止する。
30	ラジオ・テレビ番組の制作・経営（輸入業務を含む）会社への投資を禁止する。
31	映画制作会社、配給会社、興行会社および映画の輸入業務への投資を禁止する。
32	文物を競売するオークション会社、文物商店および国有文物博物館への投資を禁止する。
33	文学・芸術公演団体への投資を禁止する。

中華人民共和国国家発展改革委員会、
中華人民共和国商務部令
第 33 号

『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）』は党中央、国務院の同意を経て、ここに公布し、2020年7月23日より施行する。2019年6月30日付で国務院弁公庁が公布した『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』は同時に廃止する。

国家発展改革委員会主任：何立峰

商務部部長：鐘山

2020年6月23日

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置
（ネガティブリスト）（2020年版）
説明

- 1、 『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下、『自貿試験区ネガティブリスト』という）は統一的に持分要求、高級管理職要求等の外商投資参入に係る特別管理措置を列記し、自由貿易試験区において適用する。『自貿試験区ネガティブリスト』以外の分野について、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。
- 2、 『自貿試験区ネガティブリスト』は一部の分野に対し参入規制の撤廃もしくは緩和の移行期間を列記し、移行期間の満了後、期限通りにその参入規制を撤廃もしくは緩和する。
- 3、 国外投資家は個人工商業者、個人独資企業の投資者、農民專業合作社のメンバーとして、投資・経営活動に従事してはならない。
- 4、 関係主管部門は法に従い職責を履行する過程において、国外投資家が『自貿試験区ネガティブリスト』に掲載された分野に投資する計画であるが、『自貿試験区ネガティブリスト』の規定に適合しない場合、許可、企業の登記・登録などの関連手続きを行わない。固定資産投資プロジェクトの承認に係る場合、関連承認手続きは行わない。持分要求のある分野に投資する場合、外商投資事業組合を設立してはならない。
- 5、 国務院の関係主管部門により審査・承認を経る、かつ国務院に承認を申請する場合、特定の外商投資は『自貿試験区ネガティブリスト』に掲載された関連分野の規定を適用しないことが可能である

- 6、国内の公司、企業もしくは自然人は、その国外において合法的に設立もしくは持分支配する公司をもって、それと関連関係を有する国内の公司を合併・買収する場合、外商投資、国外投資、外貨管理などの関連規定に基づき取り扱う。
- 7、『自貿試験区ネガティブリスト』に列記していない文化、金融等の分野および行政審査、資質条件、国家安全等の関連措置について、現行の規定に基づき執行する。
- 8、『中国本土と香港経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『中国本土とマカオ経済貿易連携緊密化取決め』およびその後続の協定、『海峡兩岸経済協力枠組協定』およびその後続の協定、我が国が締結、または参加した国際条約、協定において、外国投資家の参入待遇に対しさらに優遇する規定がある場合、関連規定に基づき執行することが可能である。
- 9、『自貿試験区ネガティブリスト』は国家発展改革委員会、商務部が関連部門とともに解釈の責任を負う。

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト) (2020年版)

No.	特別管理措置
1、農林水産業	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選択的な育種および種子の生産に係る中国側の持分比率は34%を下回らない。
2	中国における希有および特有の貴重な優良品種に係る研究・開発、養殖、栽培および関連繁殖材料の生産への投資を禁止する（栽培業、畜産業、水産業における優良な遺伝子を含む）。
3	農作物、種苗・家畜・家禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選択的な育種およびその遺伝子組換種子（苗）の生産への投資を禁止する。
2、採掘業	
4	レアアース、放射性鉱物、タングステンの探査、採掘および選鉱への投資を禁止する。（許可を経ずに、レアアース鉱区への進入もしくは鉱山の地質資料、鉱石のサンプルおよび生産のプロセス技術の取得を禁止する。）
3、製造業	
5	特殊自動車、新エネルギー自動車、商用車を除き、自動車の完成車製造に係る中国側の持分比率は50%を下回らず、同一の外商は国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することが可能である。（2022年に乗用車製造に係る外資の持分比率に対する制限、および同一の外商が国内において2社以下の同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することが可能である制限を撤廃する）
6	衛星テレビ・ラジオの地上受信設備および重要部品の生産。
4、電力、熱、ガスおよび水の生産と供給業	
7	原子力発電所の建設、経営は中国側が持分支配しなければならない。
5、卸売と小売業	
8	葉タバコ、紙巻たばこ、再乾燥葉タバコおよびその他たばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
6、交通運輸、倉庫保管および郵政業	
9	国内の水上運輸会社は中国側が持分支配しなければならない。（且つ中国籍の船舶もしくは船腹の経営もしくはは

	チャーター等の方式で形を変えて、国内での水路運輸業務およびその他補助業務を経営してはならない。水路運輸の経営者は外国籍の船舶を使用して国内での水路運輸業務を経営してはならないが、中国政府の許可を経て、国内においてそれが申請する運輸の要求を満たすことができる中国籍の船舶がなく、且つ船舶が停泊する港湾もしくは水域が対外的に開放されている港湾もしくは水域である場合、水路運輸の経営者は中国政府が規定する期限もしくは運行回数内において、一時的に外国籍の船舶を使用して中国の港湾間での海上運輸と曳航を営することができる。）
10	公共航空運輸会社は中国側が持分支配をし、且つ1社の外商およびその関連企業の投資比率が25%を超えてはならず、法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならない。一般航空会社の法定代表人は中国国籍の公民が担わなければならないが、このうち農業、林業、漁業に係る一般航空会社は合弁に限り、その他の一般航空会社は中国側による実質的支配に限る。（中国公共航空運輸企業のみが国内の航空サービスを営することができるが、合わせて中国指定キャリアとして定期と不定期の国際航空サービスを提供する。）
11	民間空港の建設、経営は中国側が相対的に支配しなければならない。外資側は空港の管制塔の建設、運営に参加してはならない。
12	郵便会社（および郵便サービスの経営）、書簡に係る国内宅配業務への投資を禁止する。
7、情報伝送、ソフトウェアおよび情報技術サービス業	
13	電信会社：中国がWTO加盟時に対外開放を公約した電信業務に限り、付加価値電信業務に係る外資の持分比率は50%を超えず（電子商取引、国内マルチ通信、ストアアンドフォワード、コールセンターを除く）、基礎電信業務は中国側が持分支配しなければならない（且つ事業者は法に基づき設立する専門的に基礎電信業務に従事する会社でなければならない）。上海自貿試験区の従来の地域（28.8平方キロメートル）における試行政策はすべての自貿試験区に拡大して執行する。
14	インターネットニュース情報サービス、オンライン出版サービス、オンライン番組視聴サービス、インターネット・カルチャーの経営（音楽を除く）、インターネット一般向け情報サービスへの投資を禁止する（上述サービスのうち、中国がWTO加盟時の公約によりすでに対外開放した内容を除く）。
8、リースおよびビジネス・サービス業	
15	中国の法律事務（中国の法的環境の影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内の法律事務所のパートナーとなってはならない。（外国の法律事務所は代表機構の方式でのみ中国に進出ことができ、且つ中国の資格を持つ弁護士を雇用してはならず、雇用する補助人員は当事者に法律サービスを提供してはならない。もし中国において代表機構、派遣・駐在代表を設立する場合、中国の司法・行政部門の許可を経なければならない。）
16	市場調査は合弁に限り、このうちラジオ・テレビの視聴調査は中国側が持分支配しなければならない。
17	社会調査への投資を禁止する。
9、科学研究および技術サービス業	
18	人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発および応用への投資を禁止する。
19	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
20	測地測量・海洋測量作図・航空撮影測量作図・地上移動測量・行政区域境界線の測量作図、地形図・世界行政区画地図・全国行政区画地図・省級以下行政区画地図・全国における教材用地図・地方における教材用地図・高精度3D地図とナビゲーション電子地図の編制、地域的な地質調査図・鉱山地質・地球物理・地球化学・水文地質・環境地質・地質災害・地質リモートセンシング等の調査への投資を禁止する。（鉱業権者がその鉱業権の範囲内にて実施する作業は当該特別管理措置の制限を受けない）
10、教育	
21	就学前、普通高校と高等教育機関は中外合作による学校運営に限り、中国側が主導しなければならない（校長もしくは主要行政責任者は中国国籍を有し（且つ中国国内において定住する）、理事会、董事会もしくは共同管理委員会における中国側のメンバーは2分の1を下回ってはならない）。（外国の教育機関、その他組織もしくは個人は、単独で中国の公民を主な応募対象とする学校およびその他教育機関（非学制類の職業研修機関、学制類の職業教育機関を含まず）を設立してはならないものの、外国の教育機関は中国の教育機関と合作して、中国の公民を主な応募対象とする教育機関を開設することができる。）
22	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
11、衛生および社会事業	
23	医療機関は合弁に限る。
12、文化、スポーツおよび娯楽業	
24	報道機関への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。（外国の報道機関は、中国国内において常駐報道機関を設立、中国に常駐特派員を派遣する場合、中国政府の批准を経なければならない。外国の通信社

	は中国国内においてニュースに係るサービス業務を提供する場合、中国政府が審査・批准をしなければならない。中外報道機関による業務の合作は、中国側が主導し、且つ中国政府の批准を経なければならない。）
25	書籍、新聞、定期刊行物、音声・映像製品および電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。（但し中国政府の批准を経て、合作の中国側の経営主導権と内容最終審査権を確実に保証し、合わせて中国政府が承認回答したその他条件を遵守する場合、中外出版単位はニュース出版に係る中外合作出版プロジェクトを行うことができる。中国政府の批准を経ていない場合、中国国内における金融情報サービスの提供を禁止する。）
26	各級のラジオ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビチャンネル（周波数）、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（電波塔、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星アップリンク局、衛星中継局、マイクロ波中継局、監視・モニタリング局および有線ラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビ視聴オンデマンド業務および衛星テレビ・ラジオの地上受信設備据付サービスへの従事を禁止する。（国外衛星チャンネルの国内放送に対して審査・批准制度を実行する。）
27	ラジオ・テレビ番組の制作・経営（輸入業務を含む）会社への投資を禁止する。（国外の映画・テレビドラマの輸入と衛星伝送方式によるその他国外のテレビ番組の輸入は国家広播電視総局が指定する単位が申告する。中外合作により制作するテレビドラマ（テレビアニメを含む）に対して許可制度を実行する。）
28	映画制作会社、配給会社、興行会社および映画の輸入業務への投資を禁止する。（但し批准を経て、中外企業が合作して映画を撮影することを許可する。）
29	文物を競売するオークション会社、文物商店および国有文物博物館への投資を禁止する。（動かすことのできない文物および国家が出国を禁止する文物の外国人への譲渡、抵当、貸出を禁止する。無形文化遺産に係る調査機関の設立と経営を禁止する。国外の組織もしくは個人は中国国内において無形文化遺産の調査および考古調査、探査、発掘を行う場合、中国と合作する形式を採用し、合わせて専門の審査・批准許可を経なければならない。）
30	文学・芸術公演団体は中国側が持分支配しなければならない。

(中国語原文)

中华人民共和国国家发展和改革委员会
中华人民共和国商务部
令
第 32 号

《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020 年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自 2020 年 7 月 23 日起施行。2019 年 6 月 30 日国家发展和改革委员会、商务部发布的《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019 年版）》同时废止。

国家发展和改革委员会主任：何立峰

商务部部长：钟山

2020年6月23日

外商投资准入特别管理措施
（负面清单）（2020 年版）
说明

- 一、 《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《外商投资准入负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施。《外商投资准入负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。
- 二、 《外商投资准入负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。
- 三、 境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。
- 四、 有关主管部门在依法履行职责过程中，对境外投资者拟投资《外商投资准入负面清单》内领域，但不符合《外商投资准入负面清单》规定的，不予办理许可、企业登记注册等相关事项；涉及固定资产投资项目核准的，不予办理相关核准事项。投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。
- 五、 经国务院有关主管部门审核并报国务院批准，特定外商投资可以不适用《外商投资准入负面清单》中相关领域的规定。
- 六、 境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，按照外商投资、境外投资、外汇管理等有关规定办理。

- 七、《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。
- 八、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国缔结或者参加的国际条约、协定对境外投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的，按照相关规定执行。
- 九、《外商投资准入负面清单》由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释

外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版）

序号	特别管理措施
一、农、林、牧、渔业	
1	小麦新品种选育和种子生产的中方股比不低于34%、玉米新品种选育和种子生产须由中方控股。
2	禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。
3	禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。
4	禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。
二、采矿业	
5	禁止投资稀土、放射性矿产、钨勘查、开采及选矿。
三、制造业	
6	出版物印刷须由中方控股。
7	禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煨等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。
8	除专用车、新能源汽车、商用车外，汽车整车制造的中方股比不低于50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2022年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）
9	卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业	
10	核电站的建设、经营须由中方控股。
五、批发和零售业	
11	禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。
六、交通运输、仓储和邮政业	
12	国内水上运输公司须由中方控股。
13	公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%，法定代表人须由中国籍公民担任。通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。
14	民用机场的建设、经营须由中方相对控股。外方不得参与建设、运营机场塔台。
15	禁止投资邮政公司、信件的国内快递业务。
七、信息传输、软件和信息技术服务业	
16	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股。
17	禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。
八、租赁和商务服务业	

18	禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。
19	市场调查限于合资，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。
20	禁止投资社会调查。
九、科学研究和技术服务业	
21	禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。
22	禁止投资人文社会科学研究机构。
23	禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘，地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查（矿业权人在其矿业权范围内开展工作不受此特别管理措施限制）。
十、教育	
24	学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍，理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。
25	禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。
十一、卫生和社会工作	
26	医疗机构限于合资。
十二、文化、体育和娱乐业	
27	禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。
28	禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。
29	禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。
30	禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。
31	禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。
32	禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。
33	禁止投资文艺表演团体。

中华人民共和国国家发展和改革委员会
中华人民共和国商务部
令
第 33 号

《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版）》已经党中央、国务院同意，现予以发布，自2020年7月23日起施行。2019年6月30日国家发展和改革委员会、商务部发布的《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019年版）》同时废止。

国家发展和改革委员会主任：何立峰

商务部部长：钟山

2020年6月23日

自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施
（负面清单）（2020年版）
说明

- 一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《自贸试验区负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施，适用于自由贸易试验区。《自贸试验区负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。
- 二、《自贸试验区负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。
- 三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。
- 四、有关主管部门在依法履行职责过程中，对境外投资者拟投资《自贸试验区负面清单》内领域，但不符合《自贸试验区负面清单》规定的，不予办理许可、企业登记注册等相关事项；涉及固定资产投资项目核准的，不予办理相关核准事项。投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。
- 五、经国务院有关主管部门审核并报国务院批准，特定外商投资可以不适用《自贸试验区负面清单》中相关领域的规定
- 六、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，按照外商投资、境外投资、外汇管理等有关规定办理。

- 七、《自贸试验区负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。
- 八、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国缔结或者参加的国际条约、协定对境外投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。
- 九、《自贸试验区负面清单》由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。

自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施 (负面清单) (2020年版)

序号	特别管理措施
一、农、林、牧、渔业	
1	小麦、玉米新品种选育和种子生产的中方股比不低于34%。
2	禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。
3	禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。
二、采矿业	
4	禁止投资稀土、放射性矿产、钨勘查、开采及选矿。（未经允许，禁止进入稀土矿区或取得矿山地质资料、矿石样品及生产工艺技术。）
三、制造业	
5	除专用车、新能源汽车、商用车外，汽车整车制造的中方股比不低于50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2022年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）
6	卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业	
7	核电站的建设、经营须由中方控股。
五、批发和零售业	
8	禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。
六、交通运输、仓储和邮政业	
9	国内水上运输公司须由中方控股。（且不得经营或租用中国籍船舶或者舱位等方式变相经营国内水路运输业务及其辅助业务；水路运输经营者不得使用外国籍船舶经营国内水路运输业务，但经中国政府批准，在国内没有能够满足所申请运输要求的中国籍船舶，并且船舶停靠的港口或者水域为对外开放的港口或者水域的情况下，水路运输经营者可以在中国政府规定的期限或者航次内，临时使用外国籍船舶经营中国港口之间的海上运输和拖航。）
10	公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过25%，法定代表人须由中国籍公民担任。通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。（只有中国公共航空运输企业才能经营国内航空服务，并作为中国指定承运人提供定期和不定期国际航空服务。）
11	民用机场的建设、经营须由中方相对控股。外方不得参与建设、运营机场塔台。
12	禁止投资邮政公司（和经营邮政服务）、信件的国内快递业务。
七、信息传输、软件和信息技术服务业	
13	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股（且经营者须为依法设立的专门从事基础电信业务的公司）。上海自贸试验区原有区域（28.8平方公里）试点政策推广至所有自贸试验区执行。

14	禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。
八、租赁和商务服务业	
15	禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。（外国律师事务所只能以代表机构的方式进入中国，且不得聘用中国执业律师，聘用的辅助人员不得为当事人提供法律服务；如在华设立代表机构、派驻代表，须经中国司法行政部门许可。）
16	市场调查限于合资，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。
17	禁止投资社会调查。
九、科学研究和技术服务业	
18	禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。
19	禁止投资人文社会科学研究机构。
20	禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘，地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查（矿业权人在其矿业权范围内开展工作不受此特别管理措施限制）。
十、教育	
21	学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍（且在中国境内定居），理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。（外国教育机构、其他组织或者个人不得单独设立以中国公民为主要招生对象的学校及其他教育机构（不包括非学制类职业培训机构、学制类职业教育机构），但是外国教育机构可以同中国教育机构合作举办以中国公民为主要招生对象的教育机构。）
22	禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。
十一、卫生和社会工作	
23	医疗机构限于合资。
十二、文化、体育和娱乐业	
24	禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。（外国新闻机构在中国境内设立常驻新闻机构、向中国派遣常驻记者，须经中国政府批准。外国通讯社在中国境内提供新闻的服务业务须由中国政府审批。中外新闻机构业务合作，须中方主导，且须经中国政府批准。）
25	禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。（但经中国政府批准，在确保合作中方的经营主导权和内容终审权并遵守中国政府批复的其他条件下，中外出版单位可进行新闻出版中外合作出版项目。未经中国政府批准，禁止在中国境内提供金融信息服务。）
26	禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。（对境外卫星频道落地实行审批制度。）
27	禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。（引进境外影视剧和以卫星传送方式引进其他境外电视节目由广电总局指定的单位申报。对中外合作制作电视剧（含电视动画片）实行许可制度。）
29	禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。（但经批准，允许中外企业合作摄制电影。）
29	禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。（禁止不可移动文物及国家禁止出境的文物转让、抵押、出租给外国人。禁止设立与经营非物质文化遗产调查机构；境外组织或个人在中国境内进行非物质文化遗产调查和考古调查、勘探、发掘，应采取与中国合作的形式并经专门审批许可。）
30	文艺表演团体须由中方控股。

□ 当局政策関連

年初以来、中央政府は新型コロナウイルスの感染の影響を最小限に抑えるために各種支援策を発表しております。地方政府も、中央政府の方針に基づき、現地の状況に合わせた関連措置を引き続き打ち出しており、中国全土における操業再開の更なる拡大や、学校の再開などの動きが見られております。

ここでは新型コロナウイルス関連政策に限らず、当局政策の中で、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

【政府当局の主な政策動向】

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
国務院	中国（海南）自由貿易試験区における関連行政法規規定の暫定調整実施に関する国務院の通知 国函〔2020〕88号 （2020.6.28） 国务院关于在中国（海南）自由贸易试验区暂时调整实施有关行政法规规定的通知 国函〔2020〕88号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-06/28/content_5522324.htm	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 『中華人民共和國稅關事務擔保條例』第5條第1款第2項及び『中華人民共和國輸出入關稅條例』第42條の關連規定を調整し、中国（海南）自由貿易試驗区におけるドライブ旅のために入境したクルーザーに対し保証免除政策を実施する ➢ 『中華人民共和國國際海運條例』第6條第1款の關連規定を暫定調整し、中国（海南）自由貿易試驗区における登録企業による國際客船、ばら積み液体危険物の國際運送業務に対する審査承認権限を、國務院の交通運輸主管部門から海南省の交通運輸主管部門に移譲する ➢ 『中華人民共和國船舶及び海上施設検査條例』第13條第1項の關連規定を暫定調整し、外国の船舶検査機関による中国（海南）自由貿易試驗区に登録した中国籍國際航海船舶に対する船級検査の実施を認める ➢ 『中華人民共和國國際海運條例』第22條第2款及び『国内水路運輸管理條例』第11條の關連規定を暫定調整し、中国（海南）自由貿易試驗区の港湾に限定して、外国籍クルーズ船による複数の寄港地での自由な乗下船を認める ➢ 上記政策調整の実施は2024年12月31日までとする
国務院	化粧品監督管理条例 国令第727号 （2020.6.28） 化妆品监督管理条例 国令第727号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-06/29/content_5522593.htm	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 化粧品は特殊化粧品と一般化粧品に分類される。一般化粧品に対し届け出管理を実施する。特殊化粧品の生産、輸入には國務院の藥品監督管理部門での登録が必要である ➢ 海外化粧品登録人、届出人は化粧品の登録、届け出手続きの実施や、化粧品不良反応のモニタリング・測定への協力、リコールの実施のために中国国内の企業法人を指定しなければならない ➢ 化粧品登録人、届出人は自ら化粧品を生産する、または他の企業に化粧品の生産を委託することが可能である

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p>国务院</p>	<p>化粧品监督管理条例 国令第 727 号 (2020. 6. 28)</p> <p>化妆品监督管理条例 国令第 727 号 http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-06/29/content_5522593.htm</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 化粧品の広告、ラベルには製品が医薬品的な効果があることを明示、暗示、虚偽、または誤解を招く内容を記載することが禁止される ➢ 本条例施行前に、既に育毛、脱毛、バストアップ、筋トレ、消臭用として登録した化粧品に対し、本条例の施行日から5年間の移行期間を設け、移行期間内生産、輸入、販売を認めるが、移行期間満了後、当該化粧品の生産、輸入、販売は不可となる ➢ 練り歯磨きは一般化粧品として本条例を適用する。本条例は2021年1月1日より施行する。『化粧品衛生監督条例』は廃止となる
<p>国家発展改革委員会</p>	<p>企業電気使用コストの段階的引き下げ政策の延長に関する国家発展改革委の通知 发改価格 [2020] 994 号 (2020. 6. 28)</p> <p>国家发展改革委关于延长阶段性降低企业用电成本政策的通知 发改价格 (2020) 994 号 https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202006/t20200628_1232199.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新型コロナウイルス感染症への対応や景気下支えを図り、企業の生産経営コストの引き下げを推進するため、企業に対する電気料金の段階的引き下げ政策の延長について、以下の通り通知する ➢ 高エネルギー消費業界の企業を除く一般商工業等を対象に、2020年7月1日から12月31日にかけて、電気料金につき通常水準の95%を徴収する現行政策を引き続き実施する
<p>中国人民銀行等</p>	<p>粵港澳大湾区における「跨境理財通」業務試行の展開に関する中国人民銀行、香港金融管理局、マカオ金融管理局の共同公告 (2020. 6. 29)</p> <p>中国人民银行 香港金融管理局 澳门金融管理局关于在粤港澳大湾区开展“跨境理财通”业务试点的联合公告 http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4046650/index.htm</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国人民銀行、香港金融管理局、マカオ金融管理局は、粵港澳大湾区（広東・香港・マカオペイエリア）の中国本土住民が香港、マカオの銀行において開設した投資口座を通じ、香港、マカオにおける銀行が販売している適格金融商品を買うこと（以下、「南向通」と、香港、マカオの住民が粵港澳大湾区の中国本土銀行において開設した投資口座を通じ、中国本土銀行が販売している適格理財商品を買うこと（以下、「北向通」）、いわゆる「跨境理財通」（クロスボーダー理財商品コネク）の試行を認める ➢ 「北向通」と「南向通」のクロスボーダー資金移動に対し総投資限度額を設けるほか、単一投資家にも投資枠を設ける。総投資限度額はマクロプルーデンス調節パラメーターにより調整される ➢ 「跨境理財通」の正式開始時期と実施細則は別途規定される

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
商務部	<p>『外国投資家の上場企業に対する戦略投資の管理弁法（改定草案意見募集案）』の意見公開募集に関する商務部の通知 （2020. 6. 19）</p> <p>商务部关于《外国投资者对上市公司战略投资管理办法（修订草案公开征求意见稿）》公开征求意见的通知 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202006/20200602975158.shtml</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 上場企業への戦略投資を行う外国投資家の資格について、現行の法人限定から個人まで拡大する ➢ 外国投資家に課している在外資産1億米ドル以上、または在外管理資産5億米ドル以上という条件を、それぞれ5,000万米ドル、3億米ドルに引き下げる（外国投資家が支配株主になる場合、現行の1億米ドルと5億米ドルの条件に変更無し） ➢ 取得したA株のロックアップ期間について、現行の3年を12カ月に短縮する ➢ 投資手法の拡大について、株式公開買付け（TOB）を適用対象に盛り込むほか、株式取得の代価として、海外の非上場企業の株式を充てることを可能にする ➢ 「戦略投資」の定義について、外国投資家が協議譲渡（相対取引）、第三者割当増資、TOBを通じて中国上場企業のA株を取得、一定期間保有する行為としている。TOBを通じて戦略投資を行う場合、中国上場企業のA株取得比率の下限は現行の10%から5%に引き下げられる ➢ 外国投資家による店頭市場「新三板」への戦略投資も草案を適用する ➢ 以下4つの情状は適用対象外である <ul style="list-style-type: none"> ● QFII（適格海外機関投資家）及び人民币QFII（RQFII）が上場企業に出資する ● 外国投資家がストック・コネクト（上海・深圳と香港の株式相互取引、上海・ロンドンの預託証券相互上場）制度を通じて上場企業に出資する ● 外国投資家が出資先の外資系企業（中国法人）のIPOによりA株を取得する ● 中国証券監督管理委員会の規定を満たす外国人が流通市場で上場企業の株式を売買する、またはインセンティブストックオプションにより上場企業の株式を取得する ➢ 意見募集の締切日は2020年7月19日である
	<p>外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版） 發展改革委・商務部令第32号 （2020. 6. 23）</p> <p>外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2020年版） 發展改革委 商務部令2020年第32号 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202006/20200602977237.shtml</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 証券や、資産運用、先物ブローカー、生保会社という金融部門における外資出資制限を撤廃する ➢ 商用車の生産における外資の出資制限を撤廃する ➢ 小麦の新品種育成と種子生産に対する外資の出資比率を最大66%に緩和する ➢ 放射性鈾物の製錬・加工、核燃料の生産への投資を禁止するとの制限を撤廃する ➢ 人口50万人以上の都市の水道網と下水網について、外資が過半出資で建設、運営を行うことを解禁する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;">商務部</p>	<p>自由貿易試験区外商投資参入特別管理措施（ネガティブリスト）（2020年版） 發展改革委・商務部令第33号 （2020.6.23）</p> <p>自由貿易試驗區外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2020年版） 發展改革委 商務部令2020年第33号 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202006/20200602976957.shtml</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 証券や、資産運用、先物ブローカー、生保会社という金融部門における外資出資制限を撤廃する ➤ 商用車の生産における外資の出資制限を撤廃する ➤ 漢方薬（煎じ薬）の生産に対する投資と、独資での職業教育機関の設立を解禁する ➤ 人口50万人以上の都市の水道網と下水網について、外資が過半出資で建設、運営を行うことを解禁する
<p style="text-align: center;">中国銀行保險監督管理委員會</p>	<p>中国銀保監會行政處罰弁法 中国銀行保險監督管理委員會令 （2020年第8号） （2020.6.23）</p> <p>中国銀保監會行政處罰辦法 中国銀行保險監督管理委員會令 （2020年第8号） http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=911627&itemId=928&generalType=0</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 弁法は銀行と保険業に対する行政処分手続きを統合し、2020年8月1日から実施する。 ➤ 本弁法でいう行政処分は以下の通りである <ul style="list-style-type: none"> ● 警告を与える ● 課徴金を課する ● 違法所得を没収する ● 業務停止・是正を命じる ● 金融・業務ライセンスを取り消す ● 就職資格を取り消す ● 保険機関の業務範囲を制限する ● 保険機関に新規業務の取扱停止を命じる ● 外国銀行と保険機関の駐在員事務所の設立を取り消す ● 外国銀行の首席代表の更迭を要請する。外国保険機関の駐在員事務所の首席代表の更迭を命じる ● 銀行、保険業務への従事を禁止する ➤ 法令規則が定めているその他の行政罰当事者が以下の情状のいずれかがある場合、法に従い重い処分を科する <ul style="list-style-type: none"> ● 同種の不正行為を常習する ● 法執行に協力しない ● 危害の結果が深刻で、社会に対し比較的悪影響をもたらす ● 法律に基づき重い行政処分を科するその他の情状 ➤ 金融資産管理会社や、信託会社、ファイナンスカンパニー、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社などは本弁法を適用する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
財政部 税務総局等	<p>企業社会保険料の段階的減免政策の実施期間の延長等問題に関する人力資源社会保障部、財政部、税務総局の通知 人社部発〔2020〕49号 （2020.6.22）</p> <p>人力资源社会保障部 财政部 税务总局关于延长阶段性减免企业社会保险费政策实施期限等问题的通知 人社部发〔2020〕49号 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5153727/content.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中小零細企業の社会保険料（養老保険料、失業保険料と労災保険料の3項目）の企業（勤務先）側負担分の免除政策を2020年12月末まで実施する。各省（湖北省を除く）における大企業等その他の社会保険に加入した事業者（行政機関、事業団体を含まず。以下、加入事業者）に対する社会保険料（3項目）の企業側負担分を半額で徴収する政策について、2020年6月末まで実施する。湖北省における大企業等その他の加入事業者に対する社会保険料（3項目）の企業側負担分の免除政策は2020年6月末まで実施する ➢ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産・経営活動が極めて困難な局面に陥っている企業に対し、2020年12月末まで社会保険料（3項目）の納付猶予を認める。猶予期間内、延滞金は免除とされる ➢ 各省における2020年社会保険料の個人負担分の納付ベース金額の下限は、2019年の下限水準を引き続き採用することが可能であり、個人負担分の納付ベース金額の上限は規定に従い通常通り調整される
	<p>海南離島旅客免税ショッピング政策に関する公告 財政部 海関総署 税務総局公告 2020年第33号 （2020.6.29）</p> <p>关于海南离岛旅客免税购物政策的公告 财政部 海关总署 税务总局公告 2020年第33号 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5153841/content.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海南省を訪れる観光客（省外へ赴く海南省住民も含む）が免税（関税や、輸入増値税、消費税の免除）で購入できる輸入製品の限度額を現行の1人当たり年間3万元から10万元に引き上げる ➢ 免税ショッピングの回数には制限を設けない ➢ 免税購入可能な製品を38から45品目に拡大する ➢ 新規追加されたのは、天然蜂蜜、茶、タブレットパソコン、ウェアラブル端末などの電子製品、携帯端末、電子ゲーム機と酒類の7品目 ➢ 携帯端末と酒類、化粧品には1人1回当たりの購入制限が設けられており、携帯端末は4台、酒類は合計1.5リットル、化粧品は30個までとした。その他42品目には制限はない ➢ 商品1件当たり8,000元までと定めていた免税限度額を廃止する
	<p>海南自由貿易港の企業所得税の優遇政策に関する通知 財税〔2020〕31号 （2020.6.30）</p> <p>关于海南自由贸易港企业所得税优惠政策的通知 财税〔2020〕31号 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5153881/content.html</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海南自由貿易港に登録し、実質的に運営している奨励類企業に対し、15%の企業所得税を課する ➢ 海南自由貿易港に設立された観光業、現代サービス業、ハイテク産業に属する企業について、新規増加した海外直接投資により取得した所得に対し、企業所得税を免除する ➢ 500万元以下の新規購入資産（自社開発・建設を含む）に対し、その支出を当期において一括で経費計上することを認める。500万元を超える場合は、耐用年数の短縮、加速償却を採用することが可能である。ここでいう資産には無形資産を含むが、不動産は含まない ➢ 本通知は2020年1月1日から2024年12月31日まで実施する

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
財政部 税務総局	海南自由貿易港の高度重要人材の個人所得税に関する通知 財税〔2020〕32号 （2020.6.30） 关于海南自由贸易港高端紧缺人才个人所得税政策的通知 财税〔2020〕32号 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5153893/content.html	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 海南自由貿易港で就労するハイエンド人材および重要人材に対し、個人所得税の最高税率を15%とする ➤ 本通知は2020年1月1日から2024年12月31日まで実施する

（各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 中国各地の最低月額賃金

現時点の中国各省・自治区・直轄市の最低月額賃金につきましては、次頁の図表の通りとなります。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの地域では最低賃金を昨年並みの水準に据え置くとし、3月以降、最低賃金の調整は行われておりません。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2020年 7月1日時点	2019年	2018年	2017年	2016年
華北	北京	2019年7月	2,200	2,200	2,120	2,000	1,890
	天津	2017年7月	2,050	2,050	2,050	2,050	1,950
	河北	2019年11月	1,900	1,900	1,650	1,650	1,650
	山西	2017年10月	1,700	1,700	1,700	1,700	1,620
	内モンゴル	2017年8月	1,760	1,760	1,760	1,760	1,640
東北	黒龍江	2017年10月	1,680	1,680	1,680	1,680	1,480
	吉林	2017年10月	1,780	1,780	1,780	1,780	1,480
	遼寧	2019年11月	1,810	1,810	1,620	1,530	1,530
華東	上海	2019年4月	2,480	2,480	2,420	2,300	2,190
	江蘇	2018年8月	2,020	2,020	2,020	1,890	1,770
	(蘇州)	2018年8月	2,020	2,020	2,020	1,940	1,820
	浙江	2017年12月	2,010	2,010	2,010	2,010	1,860
	山東	2018年6月	1,910	1,910	1,910	1,810	1,710
	福建	2020年1月	1,800	1,700	1,700	1,700	1,500
華南	広東	2018年7月	2,100	2,100	2,100	1,895	1,895
	深圳	2018年7月	2,200	2,200	2,200	2,130	2,030
	広西	2020年3月	1,810	1,680	1,680	1,400	1,400
	海南	2018年12月	1,670	1,670	1,670	1,430	1,430
中部	河南	2018年10月	1,900	1,900	1,900	1,720	1,600
	安徽	2018年11月	1,550	1,550	1,550	1,520	1,520
	江西	2018年1月	1,680	1,680	1,680	1,530	1,530
	湖北	2017年11月	1,750	1,750	1,750	1,750	1,550
	湖南	2019年10月	1,700	1,700	1,580	1,580	1,390
西北	陝西	2019年5月	1,800	1,800	1,680	1,680	1,480
	甘肅	2017年6月	1,620	1,620	1,620	1,620	1,470
	寧夏	2017年10月	1,660	1,660	1,660	1,660	1,480
	青海	2020年1月	1,700	1,500	1,500	1,500	1,270
	新疆	2018年1月	1,820	1,820	1,820	1,670	1,670
西南	重慶	2019年1月	1,800	1,800	1,500	1,500	1,500
	四川	2018年7月	1,780	1,780	1,780	1,500	1,500
	貴州	2019年12月	1,790	1,790	1,680	1,680	1,600
	雲南	2018年5月	1,670	1,670	1,670	1,570	1,570
	チベット	2018年1月	1,650	1,650	1,650	1,400	1,400

※2020年以外の金額は2019年12月31日時点の基準額です(各地の通達などに基づき中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。
法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。
当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について
無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報
に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。